

国立大学法人山梨大学職員退職手当規程

| | | | | | | | |
|-------|----|-----|----|-------|-----|-----|----|
| 平成16年 | 4月 | 1日 | 制定 | 平成17年 | 4月 | 1日 | 改正 |
| 平成18年 | 3月 | 22日 | 改正 | 平成21年 | 6月 | 29日 | 改正 |
| 平成22年 | 3月 | 24日 | 改正 | 平成22年 | 12月 | 22日 | 改正 |
| 平成25年 | 1月 | 10日 | 改正 | 平成25年 | 3月 | 27日 | 改正 |
| 平成27年 | 3月 | 27日 | 改正 | 平成30年 | 2月 | 27日 | 改正 |
| 令和2年 | 3月 | 24日 | 改正 | 令和4年 | 9月 | 26日 | 改正 |
| 令和5年 | 3月 | 27日 | 改正 | | | | |

(目的)

- 第1条** この規程は、国立大学法人山梨大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第86条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）の常勤職員に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程を準用して、国立大学法人山梨大学有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第13条第2項ただし書きに基づき、有期雇用職員就業規則第2条第1項第2号に定める特定業務職員に退職手当を支給する必要がある場合は、この規程に定めるもののほか、学長は別の定めをすることができる。

(適用範囲)

- 第2条** この規程は、職員就業規則第2条に規定する常勤職員（以下「職員」という。）に適用する。
- 2 この規程による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

- 第2条の2** この規程において、遺族とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程による退職手当を受けべき遺族の順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の

父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程による退職手当を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第3条 この規程による退職手当は、次の各号に掲げる場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の定めるところによりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、労働基準法施行規則（昭和22年厚令第23号）第7条の2第2項各号に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第41条及び第50条の6並びに第328条の5及び第328条の6に基づく徴収を行う場合

(2) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第101条に基づく控除を行う場合

(3) 所得税法（昭和40年法律第33号）第199条及び第101条に基づく徴収を行う場合

(4) 前各号に掲げるほか、法令に定めのあるものの徴収等を行う場合

2 前項本文の規定にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項後段に規定する労使協定で定められたものについては、退職手当の一部を控除して支払うことができる。

3 この規程による退職手当は、職員が退職した日から起算して原則1月以内に支払うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合

(2) その他前各号に準じた特別な事情がある場合

(一般の退職手当)

第3条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当

の基本額は、退職の日におけるその者の国立大学法人山梨大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第2条第1号に規定する俸給（俸給の調整額及び教職調整額を含む。）又は国立大学法人山梨大学第2年俸制適用職員給与規程第4条第1項に規定する基本給の算出根拠となる俸給月額に俸給の調整額を加えた額（以下「俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、職員就業規則第30条第1項第2号に該当する事由のうち国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第13条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者及び職員就業規則第30条第1項第1号、第2号又は第7号の規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第9条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（1 1年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 1 1年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 職員就業規則第27条の規定により退職した者（同規則第28条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の規定により退職した者
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で学長が別に定めるもの
- (3) 第13条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第6条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、職員就業規則第27条の規定により退職した者（同規則第28条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 職員就業規則第30条第1項第4号又は同第5号の規定による解雇の処分を受けて退職した者

(3) 第13条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で学長が別に定めるもの

(6) 25年以上勤続し、第13条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の変額改定（俸給月額の変定をする規則等が制定された場合において、当該改定前に受けていた俸給月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前俸給月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定変額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第11条第1項に規定する国家公務員等）若しくは第13条第1項に規定する国の法人等役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第14条第1項若しくは第16条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に在職する職員、第11条第1項に規定する国家公務員等又は第13条第1項に規定する国の法人等役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第11条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた地方公共団体等の職員としての引き続いた在職期間

(3) 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する公庫等職員としての引き続いた在職期間

(4) 第11条第4項に規定する場合における公庫等職員としての引き続いた在職期間

(5) 第12条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国の法人等役員と

しての引き続いた在職期間

(6) 第13条第2項に規定する場合における国の法人等役員としての引き続いた在職期間

(7) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第5条第1項第3号及び第6条第1項（第1号を除く。）の規定にする者のうち、定年に達する日から学長が別に定める一定の期間前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が学長が別に定める年齢以上であるものに対する第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|----------------|-------------|--|
| 第5条第1項及び第6条第1項 | 退職日俸給月額 | 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額 |
| 第6条の2第1項第1号 | 及び特定減額前俸給月額 | 並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額 |
| 第6条の2第1項第2号 | 退職日俸給月額に、 | 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額、 |
| 第6条の2第1項第2号ロ | 前号に掲げる額 | その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理 |

| | | |
|--|--|---|
| | | 由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |
|--|--|---|

(退職手当の基本額の支給率の調整)

第8条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から前条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに第8条」とする。また、35年を超える期間勤続した者で、第5条から前条までの規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本条前段の規定の例により計算して得られる額とする。

2 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条 退職した者について、第4条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日俸給月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第9条の2 第6条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 59.28以上 特定減額前俸給月額に59.28を乗じて得た額

(2) 59.28未満 特定減額前俸給月額に第6条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第9条の3 第7条に規定にする者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み

替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|----------|--------------|--|
| 第9条 | 第4条から第6条まで | 前条の規定により読み替えて適用する第6条 |
| | 退職日俸給月額 | 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額 |
| | これらの | 前条の規定により読み替えて適用する第6条の |
| 第9条の2 | 第6条の2第1項の | 第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の |
| | 同項第2号ロ | 第7条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ |
| | 同項の | 同条の規定により読み替えて適用する同項の |
| 第9条の2第1号 | 特定減額前俸給月額 | 特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額 |
| 第9条の2第2号 | 特定減額前俸給月額 | 特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額 |
| | 第6条の2第1項第2号ロ | 第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号ロ |

| | | |
|--|-----------|---|
| | 及び退職日俸給月額 | 並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額 |
| | 当該割合 | 当該第7条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合 |

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第20条の規定による休職（業務上の傷病による休職，通勤による傷病による休職及び職務に密接な関連があると認められる学術研究等の業務に従事させるための休職で当該業務への従事が業務の能率的な運営に特に資するものとして学長が認めるものを除く。），同規則第73条第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第7号までに掲げる期間が

含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。なお、第2年俸制適用職員の年俸制適用教員としての在職期間については、教育職俸給(一)が適用される教員であったものとして給与規程の規定に基づき計算した俸給経過において属することとなる職員の区分及び月数によって算定する。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者(第5号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。)のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの(次号に掲げる者を除く。) 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

(5) 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として別に定めるもの 第4条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8.3に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第9条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

- 第10条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間（退職手当を支給しないこととされている職員として在職した期間を除く。以下、この条において同じ。）による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
 - 3 職員が退職した場合（第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったとき（職員就業規則第25条第1項の規定により再雇用された職員を除く。）は、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。ただし、職員就業規則第2条の2第1項の規定による職員から同条同項の規定によらない職員になった場合又は、同条同項の規定によらない職員から同条同項の規定による職員になった場合については、引き続いて在職したものとみなさない。
 - 4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる期間のある月（現実に職務をとることを要する日があった月を除く。）が1以上あったときには、当該各号に掲げる相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - (1) 休職月等 その月数の2分の1に相当する月数
 - (2) 職員就業規則第20条第1項第7号に規定する組合専従休職期間 その月数
 - (3) 国立大学法人山梨大学職員の育児休業等に関する規程（以下「職員育児休業等規程」という。）による育児休業及び出生時育児休業期間（国家公務員等に適用される育児休業制度による育児休業期間を含み、育児休業規程第17条の7により就業した日を除く。） 当該育児休業及び出生時育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間（ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）附則第2条の適用を受けない義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）による育児休業の期間を除く。）にあってはその月数の3分の1、それ以外の期間にあってはその月数の2分の1に相当する月数
 - (4) 国立大学法人山梨大学職員の育児休業等に関する規程による育児短時間勤務 その月数の3分の1に相当する月数
 - (5) 国立大学法人山梨大学職員の介護休業等に関する規程による介護休業期間 その月数の2分の1に相当する月数
 - 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基礎額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
 - 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計

算については、適用しない。

(国等の職員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算)

第11条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて次の各号に掲げる機関（以下「国等の機関」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）となるため退職（本学への復帰が前提である旨を確認できた者に限る。）をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた期間とみなす。

(1) 国又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは日本郵政公社

(2) 地方公共団体又は地方独立行政法人（退職手当に関する条例等において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体等に限る。）

(3) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）（以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている公庫等に限る。）

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職（国等の機関への復帰が前提である旨を確認できた者に限る。）し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間については、前条の規定を準用する。

4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、前条第4項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。

5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(法人役員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算)

第12条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて本学の役員（常時勤務に服するこ

とを要しない者を除く。以下「法人役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き法人役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた期間とみなす。

- 2 法人役員が、法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の法人役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における法人役員としての在職期間の計算については、第10条の規定を適用する。

第13条 職員のうち、国又は特定独立行政法人又は国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）若しくは退職手当法第7条の3第1項に掲げる独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて当該機関（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が当該機関の要請に応じ、引き続いて当該機関の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該機関の役員としての勤続期間に通算することと定めている機関に限る。以下「国の法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国の法人等役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国の法人等役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた期間とみなす。

- 2 国の法人等役員が、国の法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国の法人等役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国の法人等役員としての在職期間の計算については、第10条の規定を適用するほか、別に定める。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第13条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第7条の学長が別に定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 組織の改廃又は部署等の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は部署等に属する職員を対象として行う募集

- 2 学長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又

は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて学長が別に定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時的に雇用される職員又はその他の規則により任期を定めて雇用される者

(2) 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 職員就業規則第73条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分であつて学長が別に定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、学長は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 学長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後、職員就業規則第73条の規定による懲戒処分（第3項第3号の学長が別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものという。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅

滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、学長が別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第14条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第21条第1項又は第3項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - (4) 職員就業規則第73条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第3項第3号の学長が別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

（懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払いを受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違が本学業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒解雇処分（国立大学法人山梨大学職員就業規則第73条第5項の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下第20条まで同じ。）を受けて退職をした者
 - (2) 国立大学法人山梨大学職員就業規則第30条第1項第6号による解雇（同規則第9条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
- 2 学長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第15条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第313号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき
- (2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は学長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが本学に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき
 - (2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当の額を支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）のうち第1項又は第2項の規定によって行った場合において、学長は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反するときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、学長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときには、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った場合において、学長が、支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する別に定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき
- (2) 当該退職をした者が、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、当該行為に起因した懲戒解雇処分（以下「再雇用職員等に対する解雇処分」という。）を受けたとき
- (3) 学長が、当該退職をした者（再雇用職員等に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、第14条第1項に規定する別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 学長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

- 4 第14条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納させる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき
 - (2) 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する解雇処分を受けたとき
 - (3) 学長が、当該退職をした者（再雇用職員等に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。
 - 3 学長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第14条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第18条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第14条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納させる処分を行うことができる。

- 2 第14条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る

退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付をさせる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第4項又は前条第3項による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付をさせる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付をさせる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付をさせる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中の行為に関し再雇用職員等に対する解雇処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員等に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額を納付させる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第14条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 7 第14条第2項並びに第17条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

（人事委員会への諮問）

- 第20条** 学長は、第16条第1項第2号若しくは第2項、第17条第1項、第18条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。
- 2 人事委員会は、第16条第2項、第18条第2項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は学長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
 - 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めるものとする。

（退職手当の不支給）

- 第21条** 職員が退職した場合（第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったとき（職員就業規則第29条第1項の規定による再雇用若しくはその他の規定により退職手当が支給されない又

は退職手当に係る勤続期間が通算されない職員を除く。)は、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 第4条第2項に掲げる退職をする場合で、第10条第1項に規定する勤続期間が3年に満たないときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 3 職員が退職し、かつ、引き続いて国等の機関の国家公務員等となった場合に、職員の国家公務員等としての引き続いた在職期間を、当該国等の機関において勤続期間に通算することの定めがあるときには、別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 4 職員が第12条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて法人役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて法人役員となった場合において、職員の国家公務員等としての引き続いた在職期間を、当該法人において勤続期間に通算することの定めのあるときには、別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 5 職員が第13条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国の法人等役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国の法人等役員となった場合において、職員の国家公務員等としての引き続いた在職期間を、当該国の法人等において勤続期間に通算することの定めがあるときには、別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 6 職員就業規則第2条の2第1項の規定による職員については、前3項の規定にかかわらず、この規程の規定による退職手当を支給する。ただし、学長が、当該職員が退職後引き続き勤務することとなる機関の長と協議を行った上で、特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(実施規定)

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日から平成16年9月30日までの間は、第8条中「100分の104」を「100分の107」に、第9条中「59.28」を「60.99」に読み替えて適用する。
- 3 この規程の施行日の前日において、退職手当法が適用される職員（第11条の規定により職員として引き続く在職期間を有する者を含む。）にあつては、第2条第2項第3号の規定は適用しない。
- 4 国立大学法人法附則第4条の規定により職員となった者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引

き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 5 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 6 国立大学法人の成立前の山梨大学（以下「旧機関」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 7 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第4条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。
- 8 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた俸給月額の変額改定で別に定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規則等の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第9条の5第2項に規定する基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして別に定めるものについては、この限りでない。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより職員退職手当規程による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にお

ける俸給月額を基礎として、この規程による改正前の職員退職手当規程（以下この項において「旧規程」という。）第4条から第6条までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規程第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規程第8条の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、職員退職手当規程第3条の2から第6条の2までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

- (1) 施行日の前日及び施行日において職員として在職していた者 施行日
- (2) 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて職員退職手当規程第11条に規定する国家公務員等又は職員退職手当規程第12条に規定する法人役員若しくは職員退職手当規程第13条に規定する国の法人等役員となった者で、国家公務員等又は法人役員若しくは国の法人等役員として在職した後引き続いて職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち国家公務員等又は法人役員若しくは国の法人等役員となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該国家公務員等又は法人役員若しくは国の法人等役員となった日
- (3) 施行日の前日に国家公務員等として在職していた者又は施行日の前日に法人役員として在職していた者のうち職員から引き続いて法人役員となった者若しくは施行日の前日に国の法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続いて国の法人等役員となった者で、国家公務員等又は法人役員若しくは国の法人等役員として在職した後引き続いて職員となったもの 施行日
- (4) 前各号に掲げる者に準ずる者であって別に定めるもの 施行日から起算して1年を超えない範囲内において別に定める日

3 前項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第1項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額に相当する額として別に定める額」とする。

第3条 （削除）

第4条 基礎在職期間の初日が新制度切替日（附則第2条第2項に規定する新制度切替日

をいう。次項について同じ。)前である者に対する職員退職手当規程第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(職員退職手当規程の一部を改正する規程(平成18年3月22日)附則第2条第2項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。)」とする。

- 2 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する職員退職手当規程第6条の2の規定の適用については、その者が当該新制度適用職員以外の職員として受けた俸給月額、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

第5条 職員退職手当規程第9条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-----------------|----------------------------|
| 第1項 | その者の基礎在職期間 (| 平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間 (|
| 第2項 | 基礎在職期間 | 平成8年4月1日以後の基礎在職期間 |

第6条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (平成21年6月29日)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 国立大学山梨大学職員退職手当規程の一部を改正する規程(平成22年12月22日)(この項において「改正規程」という。)の施行の日の前日から引き続き在職している者であって、改正規程により改正される前の在職期間の通算に係る規定の適用を前提として本学職員となった者が退職する場合にあっては、改正規程による改正にかかわらずなお従前の例によるものとする。

附 則（平成25年1月10日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年1月20日から施行する。ただし、第4条、第5条、第6条（見出しを含む。）、第7条、第9条の3、第9条の4第4項の改正規定、第13条の次に一条を加える改正規定、並びに、附則第4条の規定については、施行の日から起算して1年を超えない範囲内において学長が別に定める日から施行する。

（退職手当に関する経過措置）

第2条 改正後の職員退職手当規程（以下この条及び附則第4条において「新退職手当規程」という。）第8条第1項（新退職手当規程第8条第2項及び第4条の規定による新退職手当規程第8条第3項においてその例による場合を含む。）及び第8条第2項の規定の適用については、新退職手当規程第8条第1項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月20日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 改正後の職員退職手当規程の一部を改正する規程（平成18年3月22日）附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月20日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年1月20日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

第4条 この規定の施行の際現に職員として在職していた者が改正前の職員退職手当規程第5条第1項に規定する25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で学長が別に定めるものに該当する場合（その者が新退職手当規程第6条第1項第3号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が11年未満である場合に限る。）には、新退職手当規程第5条第1項に規定する11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、同項第2号に掲げるものとみなして、同項の規定を適用する。

附 則（平成25年3月27日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月27日）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日）

この規程は令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日）

- 1 この規程は令和5年3月27日から施行する。
- 2 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳（就業規則第28条第1項各号の規定により学長が認めた場合に相当する職員として学長が定める者にあつては、60歳を超え64歳を超えない範囲内で学長が定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第2項」とする。
- 3 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した職員であって、60歳（就業規則第28条第1項各号の規定により学長が認めた場合に相当する職員として学長が定める者にあつては、60歳を超え64歳を超えない範囲内で学長が定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第6条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第3項」とする。
- 4 職員給与規程附則（令和5年3月27日）第2項の規定又はこれに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の変定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。
- 5 当分の間、第5条第1項第3号並びに第6条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第7条及び第9条の3の規定の適用については第7条並びに第9条の3の表第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項中「定年」とあるのは「定年（附則（令和5年3月27日）第2項に掲げる者以外の者）にあつては60歳とし、附則（令和5年3月27日）第2項に掲げる者にあつては60歳を超え64歳を超えない範囲内で学長が定める年齢とする。」とする。